表二　（略）

（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

表二　（略）

		第五十八条第七項（第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による療養介護計画等の交付
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	（削る）	第百三十四条第三項の規定による重度障害者等包括支援計画の交付
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	（削る）	第二十三条第七項の規定による施設障害福祉サービス計画の交付
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	（削る）	第十七条第七項（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による療養介護計画等の交付
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	（削る）	第十八条第七項の規定による施設障害福祉サービス計画の交付
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	（削る）	第二十七条第七項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による児童発達支援計画等の交付
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	（削る）	第二十一条第七項（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による入所支援計画の交付
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	（削る）	第二十条第七項の規定による地域移行支援計画の交付
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	（削る）	第十五条第二項第十二号及び第十六条の規定によるサービス等利用計画の交付
（略）	（略）	第十五条第二項第十二号及び第十六条の規定による障害児支援利用計画の交付
		（略）